

座席ベルトの装着義務の免除に係る業務を定める規則の制定に伴う事務の運用について(例規通達)

(昭和60年8月7日)

(栃交企第4号栃木県警察本部長通達)

このたび座席ベルトの装着義務の免除に係る業務を定める規則(昭和60年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。)が昭和60年8月5日に公布され、昭和60年9月1日から施行されることとなった。

この規則の趣旨、要点及び運用上の配意事項は下記の通りであるから部下職員はもとより広く県民一般に周知徹底し、交通警察運営上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

道路交通法施行令第26条の3の2第1項第6号においては、「郵便物の集配業務その他業務のため自動車を使用する場合において当該業務に従事する者が頻りに当該自動車に乗降することを必要とする業務とし国家公安委員会規則で定める業務に従事する者が、当該業務につき頻りに自動車に乗降することを必要とする区間において当該業務のために使用される自動車運転するとき」は座席ベルトの装着義務が免除されることとされている。

この規定の趣旨は、このような業務にあつては、その特性として、一般のドライバーの場合に比べ極めて座席ベルトの着脱の頻度が高く、その装着について期待可能性が低いことを勘案したものである。この規定に基づき、座席ベルトの装着義務の免除に係る業務を定めたものである。

2 内容

座席ベルトの装着義務の免除に係る業務は、次に掲げるとおりである。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき、市町村又は搬廃棄物収集柿町村から委託された者若しくは搬廃棄物の収集につき市町村長から許可を受けた者が行う一般廃棄物の収集業務(規則第1号)

一般廃棄物の収集業務については、道路の路側等において積込、乗車、車両の移動、下車、積込の動作を反復し、従事者の乗降が頻繁であり、移動区間も30m?60mと短いことを勘案したものである。

- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般路線貨物自動車運送事業その他の貨物自限る。)に係る業務、同法第101条第1項ただし書の規定による許可を受けて行う貨物の運送に係る業務又は通運事業法(昭和24年法律第241号)に規定する通運事業に係る業務のうち、貨物の集貨自動車運送事業若しくは軽車両等運送事業(軽自動車を使用して貨物を運送するものに又は配達を行う業務(規則第2号)

いわゆる宅配便等であり、頻繁な乗降を必要としている実態を勘案したものである。

ア 「その他の貨物自動車運送事業」とは、一般区域貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び無償貨物自動車運送事業をいう。

- (ア) 「一般路線貨物自動車運送事業」とは、路線を定めて定期に運行する自動車により積合貨物を運送する一般自動車運送事業(道路運送法第3条第2項第4号)をいう。

ただし、一般路線貨物自動車運送事業の場合、東京・大阪間のように長距離の路線を運行する自動車と、ターミナルにおいて集配を行う自動車とが別になつており、「貨物の集貨又は配達を行う業務」に当たるのは後者のみである。

- (イ) 「一般区域貨物自動車運送事業」とは、貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、一般路線貨物自動車運送事業以外のもの(道路運送法第3条第2項第5号)をいう。

一般区域貨物自動車運送事業は一般路線貨物自動車運送事業と異なり、積合貨物の運送は一定の場合にのみ認められており(道路運送法第24条の2第2項)、積合貨物の運送以外の運送の場合には一の荷主の貨物のみを運送することとなるので、「貨物の集貨又は配達を行う業務」には当たらない。

- (ウ) 「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、一定の範囲の貨物を運

送する自動車運送事業であつて、無償自動車運送事業以外のもの(道路運送法第3条第3項)をいう。特定貨物自動車運送事業の場合、一般的には頻繁な乗降を必要としないが、たばこ製造会社からたばこを小売店等に配送する場合等においては頻繁に乗降することが考えられる。

(エ) 「無償貨物自動車運送事業」とは、無償で貨物を運送する自動車運送事業(道路運送法第3条第4項)をいう。

無償貨物自動車運送事業についても、上に掲げた有償貨物自動車運送事業と同様の形態で業務が行われることを勧奨した。

イ 「軽車両等運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、軽車両を使用して旅客を運送する事業及び軽車両又は軽自動車を使用して貨物を運送する事業をいう(道路運送法第2条第5項)。このうち、座席ベルトの装着義務が免除されるのは軽自動車を使用して貨物を運送する事業で貨物の集貨又は配達を行う業務に係るものに限られる。

ウ 「道路運送法第101条第1項ただし書の規定による許可を受けて行う貨物の運送」とは、年末等の繁忙期に、デパート等で雇うアルバイト等にその所有する自動車を使用して配送を行わせる等のため、原則として有償運送を禁止されている自家用自動車について、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合として運輸大臣の許可を受けたものをいう。

エ 「通運事業」とは、営利を目的としないことを問わず、通運を行う事業(国の行う郵便の事業を除く。)をいい(通運事業法第2条第2項)。「通運」とは、他人の需用に応じて、鉄道等により運送される物品の集貨又は配達等を行うことをいう。

(3) 米穀、酒類、牛乳若しくは清涼飲料の小売業その他物品の小売業(販売の方法として物品の配達(当該物品に係る容器の回収を含む。以下同じ。)を行うものに限る。)又はクリーニング業に係る業務のうち、戸別に当該物品の配達又は洗たく物の受取若しくは引渡しを行う業務(規則第3号)

各戸に物品を配達することが必要とされることが多い小売業等について、その業務の実態を勧奨したものである。

「その他物品の小売業」としては、次のようなものが現在考えられる。

- ・料理品小売業(出来合いの料理を各家庭に配達するもの)
- ・総菜宅配業(料理の素材を各家庭に配達するもの)

なお、保険等の集金、セールスの業務は、座席ベルトの装着義務は免除されない。

(4) 清涼飲料、パンその他の飲食料品の製造業(飲食料品を製造し、かつ、製造した飲食料品の配達を行うものに限る。)又は卸売業に係る業務のうち、当該飲食料品の小売業その他当該飲食料品を使用して営む営業に係る店舗その他これに類する施設ごとに当該飲食料品の配達を行う業務(規則第4号)

飲食料品の製造業及び卸売業についても、店舗等に配達する場合において、その間の距離が短ければ実態上は(3)の場合と同様となるとともに、飲食料品は温度維持、鮮度維持のため短時間のうちに少量の配達を毎日行うこととなることを勧奨したものである。

「その他の飲食料品の製造業又は卸売業」とは、次のようなものが現在考えられる。

- ・コーヒー製造業、製氷業
- ・畜産水産食料品製造業、野菜漬物製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、もやし製造業、豆腐製造業、あん類製造業、そう(惣)菜製造業、納豆製造業、こんにやく製造業
- ・農畜産物卸売業、水産物卸売業、食料飲料卸売業

3 運用上の留意事項

座席ベルトの装着義務違反に行政処分点数が付与されることとされている高速自動車国道及び自動車専用道路においては、当該業務につき頻繁に自動車に乗降することを必要とする区間がないと考えられるので、当面、規則で定めた業務に該当するかどうかの判断は直接には行政処分点数の付与に関係することはない。

しかしながら、法律上は一般道路においても座席ベルトの装着義務が課せられており、規則で定めた業務であつても、当該業務につき頻繁に自動車に乗降することを必要とする区間以外においては座席ベルトの装着義務が免除されるものではないので、一般道路における指導に当たっては、次の事項に留意し、当該業務が座席ベルト装着義務免除の対象となるかどうかについて確認を徹底すること。

(1) いわゆる生活道路において上記の業務に使用される自動車を運転している場合には、当該業務に従事しているものと判断して差し支えないこと。

- (2) 頻繁な乗降が必要とされない幹線道路において座席ベルトを装着しないで上記の業務に使用される自動車を運転している者に対しては、検問等を通じて啓発に努め、当該業種については一般的に装着義務が免除されるものではないことを十分に周知させること。
- (3) 規則第2号に掲げる業務のうち、道路運送法第101条第1項ただし書の規定による許可を受けて行う貨物の運送に係る業務については、白ナンバーの自動車による貨物の運送であるが、この場合、フロントガラスに許可証を貼付することとされている(昭和60年6月7日付け交通指導課長名事務連絡「運輸省が実施する夏期繁忙期におけるトラック輸送対策について」等参照)ので貼付の有無を確認すること。
- (4) 規則第3号及び第4号に掲げる業務については、通常、社名等の記載された貨物自動車を使用して配達を行っているので、その点を確認すること。
- (5) 規則第3号に係るものについては、物品の配達の際にその代金の受取等を行うものもあるが、これについても、配達の一環として取り扱うこと。